

大崎上島町介護予防・生活支援サービス事業（緩和した基準によるサービス事業）提供事業者研修実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大崎上島町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱、大崎上島町介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスA）実施要綱、大崎上島町介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスA）実施要綱及び大崎上島町介護予防・生活支援サービス事業（生活援助サービス）実施要綱に基づき実施する事業（以下「緩和した基準によるサービス事業」という。）に従事する者に必要な研修の実施に関して、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において従事者とは、緩和した基準によるサービス事業に従事する者のうち、事務員等を除いたサービスに従事する者をいう。

2 この要領において管理者とは、緩和した基準によるサービス事業の事業所又は従事者を管理監督する者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、緩和した基準によるサービス事業に従事する管理者及び従事者（以下「管理者等」という。）に対して、サービス提供に必要な知識を受講できるよう研修を実施し、管理者等の質の向上を図らなければならない。

（管理者等の責務）

第4条 管理者等は、第6条に定める研修を受講しなければならない。

2 管理者等は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に努めなければならない。

3 管理者は従事者に対して、第6条に定める研修を受けさせなければならない。

（研修の実施）

第5条 第3条に規定する研修は町が実施する。

2 前項に規定する研修は、町長が指定する者に全部または一部を、指定または委託することができる。

（履修科目）

第6条 管理者等が受講すべき履修科目は別表のとおりとする。

2 履修科目を修了した者に対し研修修了証を発行する。

（履修免除科目）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者等が受けるべき研修科目の全部を履修免除とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービス事業所において、平成28年3月31日において介護職員として現に業務に従事している者
- (2) 介護福祉士と都道府県知事の指定を受けた介護員養成研修事業者が行う研修の課程を修了し、証明書の交付を受けた者
- (3) その他、町長が認める者  
(その他)

第8条 この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月6日から施行する。

別表（第6条関係）

大崎上島町介護予防・生活支援サービス事業（緩和した基準によるサービス事業）提供事業者研修 履修科目

	講義名	内 容	時間数
1	介護保険制度について	介護保険制度の理解	30分
2	介護予防・日常生活支援総合事業について	介護予防・日常生活支援総合事業の理解	30分
3	介護の基本	介護職の役割、職業倫理 事故予防、安全対策 緊急時の対応	30分
4	介護におけるコミュニケーション	利用者・家族への対応 記録による情報の共有化	30分
5	老化の理解	老年期の心身の変化と日常生活への影響	30分
6	認知症の理解	認知症高齢者の理解と対応	90分
7	生活と支援技術	家事援助の基礎知識と技法	60分
8	研修終了からサービス提供までの流れについての理解		15分

※6について

- ・認知症サポーター養成講座として実施し、終了者にオレンジリングを配布する。
- ・市町村が実施する認知症サポーター養成講座を受講した者は、本科目を受講したとみなし、受講を不要とする。